

県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業  
「KAGAWA Christmas Market 2026」企画運営業務仕様書

1 委託業務名

県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業  
「KAGAWA Christmas Market 2026」企画運営業務

2 業務の目的

サンポート高松地区の新たなシンボルとなる県立アリーナとその周辺空間を活かしたイベントの一つとして、サンポート高松の多目的広場においてクリスマスマーケットを開催することにより、夜型観光の推進を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 事業概要

- (1) 名 称 KAGAWA Christmas Market 2026
- (2) 開催日時 令和8年12月3日(木)から25日(金) 11時～21時
- (3) 開催場所 サンポート高松多目的広場、歩行者専用道路、その他サンポート高松のにぎわい創出に資する場所(別紙参照:多目的広場平面図(設置・撤去予定の設備についても記載しているので、詳細はお問い合わせください。))

5 業務内容

(1) 全体統括業務

①県内外から多くの観光客が来場し、県立アリーナとその周辺のにぎわい創出及び香川の夜型観光推進に寄与する事業として、ふさわしいテーマやコンセプトを企画し、本事業を統括すること。

(ア) 全体コンセプト及びテーマを企画すること。

(イ) タイトルロゴ、メインビジュアル、キャッチコピー等を作成すること。

(ウ) 誘客対象の設定およびその考え方を説明すること。

②会場レイアウト作成業務

(ア) 業務内容(2)～(9)の円滑な遂行に加え、来場者が滞留せず、スムーズに移動、飲食等ができる会場レイアウト図(看板・案内図等含む)を作成すること。

(イ) 出店者が物販や飲食の提供をスムーズかつ安全にできるようなレイアウトとすること。

(ウ) 企画するイベントの実施に必要な場所(ステージ等)や設備(音響等)は受託者が調達、設置するものとし、会場レイアウト図に記載すること。

(エ) 会場全体の設営にあたって、出店ブース（ヒュッテ）及びその基本設備、その他現場での指示に伴う設備については、受託者が調達・設置するものとし、その費用は委託料に含めるものとする。

(オ) 別紙多目的広場平面図に記載のベンチは可動式のため、会場設営時に移動したものは、クリスマスマーケット終了後に原状復帰すること。また、ベンチの移動に伴う費用は委託料に含めるものとする。

## (2) クリスマスマーケット企画運営業務

### ① 出店ブース（ヒュッテ）の設置業務

#### (ア) 出店ブース（ヒュッテ）の設置

クリスマスマーケットの雰囲気づくりに適した装飾を行ったブース（ヒュッテ）を設置する。なお、設置にあたっては建築確認等、必要な手続きを行うこと。

#### 【出店ブース内容】

- ・ 飲食ブース 13ブース程度 【仕様】 間口4m×奥行2.3m程度
- ・ 物販ブース 8ブース程度 【仕様】 間口3m×奥行2.3m程度

※ 飲食ブースは、管轄保健所・消防署の指導の下、飲食提供が可能な仕様とすること。

- ・ クリスマスマーケット運営に必要な基本設備（給電、給排水設備）については、会場備え付けのものを利用することとし、委託者や出店者の意向にあわせて、設備配置等の追加、調整を行うこと。
- ・ その他、来場者が快適に過ごせるよう飲食スペースや視認性の高い複数のゴミステーション、その他必要と思われるブース及び設備等を設置すること。
- ・ 8人掛けのテーブルベンチ（70セット程度）や椅子なしのテーブルなどを組み合わせ、500人程度が利用できるようにすること。

#### (イ) 出店者調整業務

- ・ 出店者に対する連絡及び調整等を行うこと。
- ・ 出店者から出店料を徴収することは妨げないが、徴収した出店料は原則事業費に充てることとする。また、出店料収入の結果報告を事業終了後に行うこと。

#### (ウ) 販売内容の調整

- ・ 飲食、物販の提供にあたっては、県内事業者を積極的に起用することとし、その起用方針や目安について、提案すること。
- ・ 飲食の提供にあたっては、他地域の開催事例を参考にし、クリスマスマーケットにふさわしいメニュー構成となるよう努めること。

#### 【メニュー例】

（ホットレモネード、ホットショコラ、グリュウワイン、シチューパン、ミネストローネ、クラムチャウダー、ソーセージ、ローストビーフ等）

- ・ 物販の商品構成においては、クリスマスらしい品揃えとなるよう努めること。

## 【販売内容の例】

(キャンドルホルダー、オーナメント、スノードーム、キャンドル、ミニツリー等)

### (エ) 混雑対策

- ・ 飲食ブースの購入待ちの列を軽減し、繁忙時の混雑を軽減するための施策を行うこと。

### ②クリスマスツリー設置業務

会場内の適切な場所に複数のクリスマスツリーを設置し、会場の雰囲気づくりに適した装飾等を行う。なお、クリスマスツリーの設置に際しては、転倒など安全対策に留意すること。

### ③クリスマスオブジェ設置業務

会場内の適切な場所に、来場者がフォトスポットとして利用でき、クリスマスマーケット会場の雰囲気づくりに資するオブジェを複数設置すること。

### ④全体装飾（イルミネーション）業務

- (ア) 来場者に分かりやすいコンセプトとテーマを設定した装飾をクリスマスマーケット会場全体に実施すること。
- (イ) 装飾にあたっては、クリスマスマーケット会場付近の既存のイルミネーションを活用し、調和のとれたものとする。
- (ウ) クリスマスマーケット会場に流れる音楽と連動する工夫等を行うこと。

### ⑤グッズ制作業務

- (ア) 来場者の満足度向上に資するグッズ（マグカップ等）の製作を行うこと。
- (イ) グッズの効果的な販売や活用の方法を企画、提案すること。

### ⑥イルミネーション点灯セレモニー運営業務

クリスマスマーケット開催期間中のセレモニーに関する企画、運営を行うこと。

- (ア) クリスマスマーケット開催初日のイルミネーション点灯にあわせて実施する式典
- (イ) 開催期間中、毎日のイルミネーション点灯にあわせた演出
- (ウ) 開催最終日のイルミネーション消灯にあわせた演出

### ⑦会場設営及び撤去業務

- (ア) イベントが円滑に運営できるよう、会場設営及び撤去にかかる計画を作成し、その運営に当たること。

(イ) 出店者の搬入搬出や荷受け、配送が円滑に行えるよう計画を作成し、その運営に当たること。

【日程】 準備・設営日：11月27日（金）～12月2日（水）（予定）

撤去日：12月26日（土）～28日（月）（予定）

- ・上記の日程の中で、効率的な搬入搬出スケジュールを組むこと。
- ・設営及び撤去は、出店者の出店物の搬入搬出を含む。
- ・準備・設営にあたっては、会場周辺の既存のイルミネーションの設置工事と連携するなど、関係事業者と調整し、柔軟な対応を行うこと。

### (3) スケートリンク企画運営業務

①クリスマスマーケット会場に設置するスケートリンクについて、適切な設置場所及びスケートリンクの定員に応じた円滑な利用方法について企画するとともに、次の業務を行えるよう、必要な人数を配置すること。

- ・利用時間、定員に応じた利用人数の管理
- ・利用者の混雑回避施策の実施。
- ・貸出し用具（スケート靴、手袋、ヘルメット等）の管理
- ・利用者の安全管理
- ・来場者から利用料金を徴収することは妨げないが、徴収した利用料金は原則事業費に充てることとする。また、利用料金収入の結果報告を事業終了後に行うこと。

【スケートリンク仕様】 樹脂製とし、50名程度が同時に利用できる広さであること。

### (4) その他企画演出業務（サンタクロースグリーティング）

期間中、クリスマスマーケットの良好な空間づくりに適した演出が行えるようにするとともに、次の業務を行えるよう、必要な人数を配置すること。

①サンタクロースグリーティングイベントの実施

【日程】 12月3日（木）～25日（金）

- ・グリーティングの実施にあたっては、クリスマスマーケットの雰囲気づくりに適した装飾を行ったヒュッテを用いること。
- ・グリーティングの実施にあたっては、混雑回避施策をあわせて企画すること。

### (5) その他企画演出業務（音楽）

期間中、クリスマスマーケットの良好な空間づくりに適した演出が行えるようにするとともに、次の業務を行えるよう、必要な人数を配置すること。

①クリスマスマーケットの開催期間を通し、会場がクリスマスらしい雰囲気となるよう適切なアーティストを選定し、ステージイベントを実施する。

週末やクリスマスなど集客が見込まれる日程や時間帯と平日昼間の時間帯を区別し、

地元アーティストも参加できる枠を設ける等柔軟な対応を行うこと。

②アーティスト出演時間以外の時間帯においても、会場に音楽を流すなど、良好な空間づくりに配慮すること。

③照明、音響設備等業務に必要な機材等の調達は委託者の負担とする。

【ステージ仕様】 グランドサポートテント (W15m×D6m×H2m～5.5m) 同等品可

#### (6) アリーナ屋根のライトアップ業務

①県立アリーナのメインアリーナ及びサブアリーナの南側屋根を対象としたライトアップ等を実施する。クリスマスマーケット会場の装飾と調和のとれたものとなるよう留意すること。

②業務に必要な機材等の調達は委託者の負担とする。

③機材等の設置にあたっては、各種関係機関との調整を行うこと。

#### (7) 花火打上演出業務

期間中、クリスマスマーケットを一層盛り上げるための効果的な空間づくりとして、花火の打上げを実施すること。

①開催日程：12月24日(木)、25日(金)のほか、開催期間中の平日  
(合計8日間程度)

②開催場所：シーフロンプロムナード

③安全対策：花火打上げを安全に実施するため、来場者及び周辺車両を誘導し、安全を確保する警備計画を策定すること。

④保険関係：実施に伴う事故に備え、必要な保険への加入を行うこと。

⑤関係機関調整：開催にあたり、各種関係機関との調整や必要な各種手続きを行うこと。  
花火の打上げにあわせた音楽演出を企画すること。

#### (8) 警備、安全管理業務

①警備員の配置及び案内誘導等

開催場所において、次の業務を行う。

(ア) 来場者の誘導をスムーズに行うとともに、ガーデンプロムナード周辺の横断歩道や車の出入りのある箇所など、危険が想定される箇所に案内スタッフや警備員等の必要な人数を配置すること。

(開催期間中合計453,000人程度の来場者に対応できる体制を組むこと。)

(イ) 周辺マンションや周辺道路への違法駐車防止並びに観覧者及び周辺住民への迷惑行為の防止、その他来場者の安全確保に努めること。

- (ウ) 災害発生時等緊急時の体制整備、対応マニュアルの作成及びスタッフへの事前講習等、円滑に運営できるよう準備を行うこと。
- (エ) 無線機、拡声器、誘導等及び警笛等必要な装備を用意すること。
- (オ) 開催時間終了後から翌日にかけて、盗難や破壊がないよう夜間警備員等を配置すること。

#### (9) 本部運営管理業務

イベントが円滑に運営できるよう、開催にかかる各種手続きやスタッフの配置計画等を作成し、運営管理を行うこと。

##### ①開催前

- ・官公署（市役所、保健所、消防署、警察署など）への各種申請手続き（建築確認申請を含む）を行うこと。
- ・円滑な運営ができるよう、事前に関係するスタッフ等への講習を実施すること。
- ・その他、必要に応じて委託者から指示があった手続き業務等を行うこと。

##### ②開催期間中

- ・開催期間中、迷子や落とし物、救護班、問合せ等に対応する本部を設置し、必要な人数を配置すること。
- ・来場者の安全確保や危機管理のため、次の計画等を作成し、その運営管理をすること。A. 避難計画、B. 消防計画、C. 救護計画、D. 通信連絡体制
- ・傷害保険及び賠償保険に加入すること。
- ・期間中及び撤去後の清掃、汚水、ゴミ処理を行うこと。  
なお、会場の清掃方法については委託者から別途指示を行う。
- ・受託者による会場の汚損や損傷、第三者への損害が発生した場合は、受託者が弁償、賠償を行うこと。

#### (10) 広報業務

- ①県内外から多くの誘客を図るため、ウェブサイトやSNS、紙媒体等の広報手段やインフルエンサー等を効果的に組み合わせて情報発信を行うこと。なお、ウェブサイトの作成にあたっては、委託者が制作するLP (<https://kagawanightproject.jp/>) と連携したものとすること。

- ②各種媒体で掲載された記事等について広報記録としてまとめ、イベント終了後に納品すること。

#### (11) 防寒対策業務

- ①来場者が快適に過ごせるよう防寒対策のため、パラソルヒーター等の暖房器具を設置すること。

【暖房器具仕様】

山田金属工業社製パラソルヒーター 形式名：SPH-522 15台程度 同等品可

## 6 業務実施に伴う費用

業務実施に伴う費用は、原則受託者の負担とする。

## 7 会場設備等の貸与

受託者は、善良な管理者の注意をもって、会場設備等を使用するものとし、会場設備等の不具合を発見した場合には、直ちに委託者に報告するものとする。

## 8 高松市及び周辺事業者との連携

- (1) サポート高松における回遊性の向上に寄与するため、周辺施設（高松シンボルタワー、あなぶきアリーナ香川、高松オルネ）等との連携を図ること。
- (2) 高松中央商店街との回遊性の向上に寄与する施策を実施すること。
- (3) 高松市の取組と連携し、夜型観光や宿泊者の増に寄与する施策を実施すること。

## 9 協賛活動

- (1) 委託者が実施する本事業への協賛募集に対し協力し、協賛可能な企業があれば提案すること。協賛企業の掲示、広報内容については事前に委託者と協議したうえで決定するものとする。
- (2) 協賛企業を掲載した看板を制作し、会場内の視認性の高い場所に設置すること。

## 10 アンケート・事業報告書作成

- (1) 業務終了後に事業実施報告書（アンケート調査実績及び来場者数を含む）を作成し、提出すること。
- (2) 出店者を対象としたアンケートを実施し、売上金額の集計を行い、報告すること。
- (3) 来場者を対象としたアンケート調査を実施すること。
  - ・アンケートの質問項目及び質問内容等について、委託者と協議の上作成し、紙媒体や電子媒体等の任意の方法によりアンケート調査を実施すること。
  - ・十分な回答数を確保するために、アンケート回答者に対してノベルティを配布するなど、効率的・効果的な方法で実施すること。
- (4) 会場内外の様子を映像及び静止画像として記録し、イベント終了後に納品すること。

## 11 業務実施上の留意点

### (1) 契約の締結

- (ア) 本プロポーザルは受託者の選定を行うものであり、業務内容は委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- (イ) 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

### (2) 業務の進捗管理

- (ア) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について委託者と協議の上、事業計画書を作成し、委託者と協議の上決定した期限までに委託者へ提出すること。
- (イ) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。

### (3) 業務の履行に関する措置

受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

### (4) 著作権等の取り扱い

本業務においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権の取扱いについて十分注意し、他社の権利を侵害することのないよう必要な調査を行うこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

- (ア) 本業務においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権について処理済の素材を使用すること。
- (イ) 本業務から得られる成果物に対する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は、実行委員会、香川県、及び実行委員会が指定する者（以下、「実行委員会等」という。）に帰属する。商標権を含む産業財産権を取得する権利も実行委員会等に譲渡するものとする。なお、本業務に先立ち受託者又は第三者が有する権利についてはこの限りではない。
- (ウ) 受託者は、成果物に対する著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第二章第三節第二款に規定する権利（著作者人格権）を有する場合において、実行委員会等に対してもこれを行行使しないことに同意するものとする。ただし、実行委員会等が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、実行委員会等は事前に受託者に通告するものとする。
- (エ) 上記ア、イ、及びウの規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (オ) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

#### (5) 再委託

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、契約金額を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対して全ての責任を負うものとする。

#### (6) 法令の遵守

業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

#### (7) 作業状況の報告

受託者は、委託者から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。

#### (8) 計画の変更

本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに委託者及び連携先と協議を行い、了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。

#### (9) その他

ア) 受託者は、本業務の実施にあたり、トラブルが生じた場合、受託者の責任において処理すること。

イ) 委託者が示した業務の仕様条件、及び受託者が応募時に提示した内容を達成できない場合は、委託料の減額ができるものとする。

ウ) 不測の事態のために事業の中止を検討せざるを得ない場合は、委託者の判断に従うこと。事業を中止した場合は、それまでに発生した経費について、委託者と受託者とで協議を行い、協議の整った経費について委託者から支払うものとする。

凡例

● 給水栓位置

GT 雑用排水 グリストラップ

■ イベント用電源盤位置

イベント盤 A 1ヶ所 最大15KW  
2口コンセント1.8KVA×8回路  
イベント盤 B 2ヶ所 最大3.6KW  
2口コンセント1.8KVA×2回路

--- 多目的広場 貸出境界線

